

肉用牛預託事業等の参加承認基準及び肉用牛預託事業等採択に係る事務局専決基準

制定：平成 29 年 6 月 6 日付け 29 日畜協第 101 号
一部改正：平成 31 年 3 月 15 日付け 31 日畜協第 75 号
一部改正：令和 元年 6 月 6 日付け 31 日畜協第 110 号
一部改正：令和 2 年 5 月 29 日付け 2 日畜協第 95 号
一部改正：令和 3 年 8 月 3 日付け 3 日畜協第 156 号
一部改正：令和 3 年 12 月 9 日付け 3 日畜協第 229 号
一部改正：令和 4 年 7 月 22 日付け 4 日畜協第 156 号
一部改正：令和 5 年 3 月 10 日付け 5 日畜協第 56 号
一部改正：令和 7 年 3 月 21 日付け 7 日畜協第 50 号

第 1 (目的)

肉用牛預託事業及び若齢子牛等預託事業（以下「肉用牛預託事業等」という。）の審査の円滑な実施に資するため、肉用牛流通促進対策事業実施規程（以下「実施規程」という。）第 8 条第 2 項及び若齢子牛等実施要領（以下「実施要領」という。）第 8 条第 2 項による肉用牛預託事業等の参加承認に当たっての基準及び肉用牛預託事業等採択に係る事務局専決基準を定める。

第 2 (肉用牛預託事業等の参加組合員の承認基準)

(1) 会長は、家畜商組合の組合員（以下「組合員」という。）から肉用牛預託事業等の参加承認申請があった場合、審査委員会の答申に基づき諾否決定するものとする。

(2) 審査基準は、次のとおりとする。なお、審査に当たっては、別添の経営分析シートを作成するものとする。

ア 当該組合員は、以下の事項全てを充足していること。

① 所属する組合から協会に対し、経営内容や財務状況に問題がないとして書面により推薦された者であること。

② 直近 2 年間の決算において两年度のいずれも売上高が 10,000 千円以上であること。

③ 法人にあっては、直近 3 年間の決算において 3 年度のいずれも当期損失を計上していないこと。

また、個人にあっては、直近 3 年間の決算において 3 年度のいずれも課税所得 1,000 千円以上であること。

④ 直近時の決算において実質債務超過でないこと。（法人に適用）

注：実質債務超過とは、資産総額一負債総額がマイナスの状況となっているものを言う。

（以下同じ）

⑤ 以下のいずれの事由にも該当しないこと。

(ア) 経営難等により、肉用子牛等の飼養が継続できないと認められること

(イ) 預託契約書の各条項に違反した場合

(ウ) 重大な事故等により、肉用子牛等を飼養することが困難であることが明らかな場合

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合

イ 当該組合員が所属する組合は、入会預り金会員であること。

なお、当協会と「入会預り金 30 口以上の残高となるまで、年 5 口以上の年賦払いをする」旨の契約を締結した組合については、当該事項を充足しているとみなす。

(3) 審査委員会は、(2) の審査基準のすべてを満たすと認めた組合員については、承認するものとする。

(4) 審査委員会は、(2) の審査基準を満たさないと認めた組合員については、条件を付して当該事業の参加を認めることができるものとする。

(5) 審査委員会は、(3) または (4) の承認にあたって、組合員の経営が良好又は大きな問題なし（分析シートに基づく経営判定結果が B 以上）と認められる場合は、当該組合員の総飼養頭数の 2 分の 1 以内を基準として肉用牛流通促進対策事業実施規程第 2 1 条 (1) に定める限度額を超えて、承認することができる。

(6) 審査委員会は事業参加の諾否に当たり、必要がある場合は、実施規程第8条第4項及び実施要領第8条第4項に基づく調査の実施を会長に答申するものとする。

第3 (肉用牛預託事業等採択の事務局専決基準)

- (1) 会長は、事業参加組合員のうち、第2(3)による事業参加組合員の案件については、肉用牛預託事業等採決について事務局で諾否を決定することを妨げないものとする。
- (2) 会長は、事業参加組合員のうち、第2(4)による事業参加組合員の案件については、肉用牛預託事業等採決について審査委員会が認めた範囲内のものに限り事務局で諾否を決定することを妨げないものとする。
- (3) 会長は、(1)及び(2)により事務局で決定した案件については、直近時に開催される審査委員会に報告するものとする。

第4 本基準の制定、改正及び廃止

- (1) 本基準の制定、改正及び廃止については、理事会の議決を経て行うものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、会長は以下の事項について審査委員会の承認を経て行うことができるものとする。
なお、会長は、この規定に基づき本基準を改正した場合、直近時に開催される理事会に報告するものとする。
ア 実施規程の改正に伴う本基準の改正
イ 様式の制定、追加、変更及び廃止

別添 経営分析シート

附則

この専決基準は、理事会で承認された日(平成29年6月6日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この専決基準は、理事会で承認された日(平成31年3月15日)から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この専決基準は、理事会で承認された日(令和元年6月6日)から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この専決基準は、理事会で承認された日(令和2年5月29日)から施行する。

附則

この専決基準は、審査委員会で承認された日(令和3年8月3日)から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この専決基準は、理事会で承認された日(令和3年12月9日)から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この専決基準は、審査委員会で承認された日(令和4年7月22日)から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この専決基準は、理事会で承認された日（令和5年3月10日）から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この専決基準は、理事会で承認された日（令和7年3月21日）から施行し、令和7年4月1日から適用する。